



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和7年5月27日
岐阜県
岐阜地方気象台

岐阜県土砂災害警戒情報の発表基準の変更について

岐阜県と岐阜地方気象台は、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、令和7年5月29日から新たな基準により運用します。

岐阜県と岐阜地方気象台は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長による防災活動や住民等への避難指示発令等の災害応急対応の支援及び住民の自主避難の判断等への利用を目的として、岐阜県土砂災害警戒情報を発表しています。

この度の発表基準の変更は、土砂災害警戒情報の発表精度を高めるため、これまでの土砂災害が発生しえない平坦な地域に加え、経済活動がない山地等の地域を同情報の発表対象から除外すること及び過去の災害発生状況を勘案した土砂災害警戒情報発表基準値の見直しを下記のとおり行うものです。

発表基準の見直しにより、より適切に土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町村における避難指示発令の判断及び住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

また、「ぎふ 土砂災害警戒情報ポータル」※1及び、「土砂キキクル」※2についても、避難対象地域の絞り込みを的確に支援できるよう改善します。

記

1 基準変更日時

令和7年5月29日（木）13時

2 基準変更範囲

岐阜県内の全市町村

（岐阜県土砂災害警戒情報の対象災害の発生のおそれがない羽島市、瑞穂市、岐南町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町、北方町を除く）

※「ぎふ 土砂災害警戒情報ポータル」及び、「土砂キキクル」は、岐阜県土砂災害警戒情報を補足する情報です。

詳細については、以下を参照してください。

（※1）岐阜県 HP ぎふ 土砂災害警戒情報ポータル

https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp/web_pub/top/top.html

（※2）気象庁 HP 土砂キキクル（危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

問い合わせ先：岐阜県県土整備部砂防課 管理調整監（電話 058-272-8621）
岐阜地方気象台 土砂災害気象官（電話 058-271-4108）